

令和3年3月16日

再犯防止推進計画等検討会提出資料

更生保護法人両全会 理事長 小畠輝海

再犯防止に向けて社会との連携を目指す両全会の施策

平成29年12月閣議決定された「再犯防止推進計画」の具現化を図るため、

更生保護の在り方に関する意見交換会が中央並びに広く全国的に行われ、この検討結果を踏まえ、今後優先的に取り組むべき更生保護事業の具体的施策として「フォローアップの充実」「更生保護地域連携拠点の設置」「委託費構造の見直し等による処遇や支援の充実」の三本の柱が建てられた。以後、これに沿って制度化のための具体的施策の検討が行われている。

一方、関係各省庁等との連携体制の構築も順次進んでいることは喜ばしい。また、地方自治体においても東京都をはじめ、かなりの自治体がすでに、再犯防止計画を策定する等全国的な広まりを見せている。

このような情勢を受け、当会では在会時から退会後の社会に繋がる施策として次の2点について重点事項として、その再犯防止の効果的施策を進めるため努力しチャレンジしていきたい。

1 公益事業の充実発展により福祉との連携を図る

女子施設である当会の収用状況の特質は、障害者（主として精神）・高齢者・摂食障害者等の処遇困難な特別処遇対象者が半数以上を占めていることである。これらの対象者については再犯防止と再社会化をより効果的に行うため、平均3～4か月の当会での在会期間は絶対的に短く、延長（2年ほど）するなどの弹力的な措置が必要であり、また、これらの対象者のうちかなりのものが福祉的処遇を必要とすることから、より強い福祉との連携が求められる。

刑務所出所者等の更生支援に長い歴史と知見を持つ更生保護施設がグループホームを運営し、措置費を受け各種生活支援を行うことにより被支援者となる刑務所出所者等の地域定着及び再犯防止が期待できるものと考えられる。

当会の関連の「特定非営利活動法人両全トウネサーレ」は、経理を完全に分離した別法人であるが、新しい試みとして、平成27年女子の障害者のグループホームとして設立され、当会と市中から日々の利用者を受け入れ、5年を過ぎるが特段の問題もなく、再犯者もなく運営されている。地方自治体より措置費を受けているが、将来の居場所の確保・ケアに繋がる福祉との連携・融合は再犯防止と社会復帰に効果的であり不可欠のものと思われる。

ところで、数年前になるがフランスの有名なジャルダン・ド・コカーニュというソーシアルファームを見学したことがある。農場では、フリーターやニート、

障害者、高齢者、薬物患者、単純な失業者等多様な人が働いていた。刑務所者出所者も20%以内いるとのこと。施設を運営する理事長さんの「人を再生させるには、多様な対象者とそれを支え運営する多様な人たちが混在している環境が重要である。」との言葉に私は、共感を覚えた。

当会のように別の法人組織で行うのではなく、更生保護施設においても公益事業として障害者のグループホームの運営が制度として認められ、また、地域社会において受け入れられるよう行政への政策提言を行っていきたい。

ところで、「今後取り組むべき更生保護事業に関する施策について」(令和元年12月法務省保護局更生保護振興課)の2更生保護地域連携拠点の設置P4で◎公益事業の充実発展として次の記述がある。

「更生保護法人が社会福祉事業等の更生保護事業を超えた分野を担うことも考えられる。」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

「公益事業の充実は、地域貢献や地域連携の確保の観点からも有効かつ有益であることから、公益事業が多様化し、より一層発展するよう、公益事業に関する法務省令の見直しの検討をすすめることとする。」とある。

社会との連携、福祉との連携・融合に踏み出す時期に来ているのではと思う。

関連の両全トウネサーレでは、女子のグループホームの経験を糧に、令和3年度に男子の障害者のグループホーム（7人×2棟）を都下において開設するための準備作業を現在、行っている。

2 依存症的事犯者の再犯防止と再社会化により地域社会への定着を図る

当会では、薬物・常習窃盗事犯者が半々を占め、これら依存症的事犯者は在会者の90%を超えている。薬物事犯者に対しては、重点施設に指定され専門職員が配置され離脱指導が行われている。一方、常習窃盗事犯者については、大学の心理学教員が指導し、カウンセリング歴のあるベテラン保護司〈数名〉がテキストに基づきカウンセリング(週1回)を行っている。

薬物事犯者については、退会後を含め刑の一部執行猶予対象者を主体としてフォローアップによるケアが行われている。薬物については、依存症からの離脱・治療施設等も社会的に広がりを見せつつある。当会関連の両全トウネサーレにおいても日本財團の助成を受け、松本俊彦先生監修による「薬物離脱ワークブック」(金剛出版)をだし種々の機関でのテキストとしての活用に供した。

一方では、依存症的窃盗障害者に対する地域安定化事業については殆ど未整備の実情にある。

このため当会で数年にわたり行われている常習窃盗離脱指導「リ・コネクトプ

「プロジェクト」をテキスト化、制度化し電話相談システムと連携することにより地域での活用・定着を図ることを両全トウネサーレが検討していたところ、一昨年末、タイミングよく「更生保護法人日本更生保護協会」が休眠預金等活用法に基づく資金分配団体となり、「安心・安全な地域づくり支援事業」の公募募集をしたことから、両全トウネサーレがこれに応募し、助成決定されたものである。(令和2年から3年間、助成金額1,000万円)現在、研究・調査活動を進めている。

添付資料

参考 図表① 再犯防止を目指す両全会の処遇センター化構想

図表② 両全会及び両全トウネサーレの更生保護支援の業務工程表

～刑事司法と福祉の連携（更生支援）

①再犯防止を目指す両全会の処遇センター化構想

平成28年「再犯防止推進法」成立
平成29年「再犯防止推進計画」閣議決定
令和元年 「再犯防止推進計画加速化プラン」閣議決定
令和元年7月 東京都「再犯防止推進計画」策定
令和2年5月中野区「再犯防止推進計画」策定

- 自立・社会復帰を目指す
- 長期的なケアを行う
- 都市型の特色を生かす(就労・民間協力を得やすいなど)

特質

平成24年7月
再犯防止に向けた懇
意対策
(数値目標)
出所後2年以内に再
び刑務所に入所する
者等の割合を今後10
年間で20%以上減少

処遇センター化

<処遇の三本の矢>

- ①生活指導 ~挨拶と掃除と金銭管理
- ②就労指導 ~完全就労を目指す
- ③人間性の回復教育 ~徹底したパソコン教育
~情操面を含めた心のケア

社会的弱者の救済

- ・生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)等
- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等

退会後によりそい型ケア

入会

平成26年12月16日
犯罪対策閣僚会議決
定
宣言: 犯罪に戻らない
1 2020年までに出
所者等の雇用企業を
3倍に
2 2020年までに帰
る場所がないまま社
会に戻る者を3割以
上減少

- <特別処遇対象者(高齢・障害者等)対象>
福社担当職員(看護師・社会福祉士・精神保健福祉士)によるケア
- <薬物重点施設としての離脱指導一約2~3ヶ月>
① 薬物事犯者
② フォローアップ体制による離脱指導・退所検査
- <常習窃盗犯者対象>
リ・コネクトプロジェクトによる離脱指導
~個別カウンセリングの実施

(該当事犯者が対象)
専門改善指導

- <生活支援(東京都と連携)>
グループホーム
(高齢・障害者等を含む)
ソーシャルファーム
(現在計画中)
- <処遇技術の汎用化>
一般団体・機関への提供
職員研修等

在宅対象者への通所による処遇サービスの提供
(生活指導、パソコン教育、薬物離脱指導、常習窃盗離脱指導等)

既存症離脱のためのテキスト作成・相談システムの試行



②両全会及び両全トウネサーサーの更生保護支援業務の工程表 ～刑事司法と福祉と連携(更生支援)～



